



許可番号第 0232000496 号

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 半田市岩滑西町二丁目53番地の1

氏 名 株式会社 タツノ開発  
代表取締役 森下 大樹 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日 平成29(2017)年 2月24日

許可の有効年月日 令和6(2024)年 2月23日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分（焼却、選別、破碎）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 焼却

紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

##### イ 選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

##### ウ 碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、

紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

複写厳禁  
株)タツノ開発

許可番号第 02320000496 号

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所

常滑市久米字御林 31 番 157

イ 設置年月日

平成 3 年 6 月 8 日

ウ 処理能力

紙くず	30.12t／日 (3.765t／時間)
木くず	23.68t／日 (2.96t／時間)
繊維くず	23.52t／日 (2.94t／時間)
動植物性残さ	22.8t／日 (2.85t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成 10 年 2 月 23 日 使用届出

(2) 選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字砂刈 12 番 20

イ 設置年月日

平成 5 年 12 月 2 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。) 、  
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除  
く。) 、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴  
って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有產  
業廃棄物を除く。) 、ガラス類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

163.84m<sup>3</sup>／日 (20.48m<sup>3</sup>／時間)

複写厳禁  
株タツノ開発

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字濁池 32 番 1

イ 設置年月日

平成 11 年 4 月 10 日

ウ 処理能力

許可番号第 02320000496 号

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除  
く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴  
って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産  
業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

257.2m<sup>3</sup>/日 (25.72m<sup>3</sup>/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

工 許可年月日及び許可番号

該当なし

（4）選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字御林 112 番

イ 設置年月日

平成 19 年 2 月 26 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除  
く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴  
って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産  
業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

251.8m<sup>3</sup>/日 (25.18m<sup>3</sup>/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

工 許可年月日及び許可番号

該当なし

（5）選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字御林 124 番

イ 設置年月日

平成 19 年 10 月 4 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、  
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除  
く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴  
って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産  
業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

複写厳禁  
(株)タツノ開発

許可番号第 02320000496 号

150m<sup>3</sup>/日 (15m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字濁池32番1

イ 設置年月日

平成22年9月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

518m<sup>3</sup>/日 (51.8m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(7) 選別施設

ア 設置場所

常滑市久米字濁池31番1

イ 設置年月日

平成23年1月11日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

複写厳禁  
株タツノ開発

115.8m<sup>3</sup>/日 (11.58m<sup>3</sup>/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破碎施設

許可番号第 02320000496 号

ア 設置場所

常滑市久米字濁池 32 番 1

イ 設置年月日

平成 19 年 2 月 19 日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物  
の新築、改築又は除去に伴って生じたもの  
を除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎  
物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）  
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）  
513.4t／日 (51.34t／時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(9) 破碎施設

ア 設置場所

常滑市久米字御林 124 番

イ 設置年月日

平成 20 年 6 月 23 日

ウ 処理能力

木くず  
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）  
4.64t／日 (0.464t／時間)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(10) 破碎施設

ア 設置場所

常滑市久米字砂刈 12 番 20

イ 設置年月日

平成 23 年 2 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含  
有産業廃棄物を除く。）  
4t／日 (0.5t／時間)  
木くず  
3.36t／日 (0.42t／時間)  
紙くず  
5.76t／日 (0.72t／時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

複写厳禁  
(株)タツノ開発

許可番号第 02320000496 号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 3年 3月19日 新規許可

平成 9年 5月19日 更新許可

平成14年 6月15日 更新許可

平成19年 7月13日 更新許可

平成24年 7月17日 更新許可

平成29年 2月24日 更新許可（優良認定）

令和 2年 8月28日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無



複写厳禁  
(株)タツノ開発